

企業主導型保育事業に対する融資条件のお知らせ

多様な就労形態に対応する保育サービスを通じ、待機児童の解消及び仕事と子育てとの両立を目的とし、また、福利厚生の上昇及び人材確保も期待できる**企業主導型保育事業**への融資を行っております。さらに、**据置期間中無利子等とする優遇**を実施します。

施設整備をご検討の際は、ぜひご相談ください。

《お申し込みができるお客さま》

- ◎企業主導型保育事業費補助金実施要項に基づき設置される事業所内の保育所を設備整備されるお客さまが対象となります。
- ◎当機構の融資の対象施設・事業で働く職員のために設置するものとなります。
- ◎自ら企業主導型保育事業を設置し、かつ、その事業において自らの職員のための「従業員枠」を有する以下の法人格のお客さまが対象となります。
 - ・社会福祉法人
 - ・日本赤十字社
 - ・医療法人
 - ・NPO法人
 - ・一般社団（財団）法人
 - ・労働者協同組合

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	基準金利 ※1 (据置期間中無利子)	基準金利
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内
融資率	95%	75・80%

※1 福祉貸付利率表（PDF）の「1社会福祉事業施設」の利率が適用されます。利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

▼利率表はこちら

※2 取扱期限は、令和7年3月31日までとなります。



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1
し
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240